

| 質問 | 回答※ |
|--|--|
| <p>JCMを通じて、何件のプロジェクトが日本政府にクレジットを配分しているのか、クレジットがどのくらいの割合で日本政府に入っているのか情報を共有してほしい</p> | <p>JCMはこれまで250件以上のプロジェクトの実績があります。それらのほとんどは環境省の設備補助事業によるものであり、クレジットの大半は日本政府に配分されています。クレジットの状況はこちらも参照ください https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/Summary.html</p> |
| <p>当初JCMでクレジット創出をしようとしたが、方法論がない・実績がない等を理由に検討を見送った例を聞く。このような懸念に対して、今後どのように対応していくか</p> | <p>方法論や実績が無い事業につきましては、JCM実現可能性調査等を通じて、事業開始に向けた十分な調査と検討を行うことで、JCM化へのハードルを少しでも下げることが期待できます</p> |
| <p>環境省JCM設備補助事業におけるJCMによるCO2排出削減量の貢献公表について教えてほしい。仮に、代表事業者が日本の親会社で共同事業者がパートナー国現地工場の場合、日本の親会社は現地工場を含めたCO2排出削減量を、グループ全体としてのCO2排出削減目標に含めて公表してもよいのか</p> | <p>パリ協定6条に沿って実施されるJCMにおいては、二重計上の防止は特に重要であることから、JCMクレジットやJCMプロジェクトによるGHG排出削減効果が二重計上されていると誤解されるような対外的な説明は避ける必要があります。二重計上と誤解されない表現をもとに、共同事業者とともに実施したJCMプロジェクトにより排出削減に貢献したことを公表することについては妨げませんが、その表現ぶりに疑義等がある場合は、公益財団法人地球環境センター（GEC）にお問合せください。</p> |
| <p>今回紹介された支援スキームとは別に、JETRO/JICA/UNIDO/ADB他、どの位の種類があるのか</p> | <p>本セミナーで紹介しきれなかった政府支援メニューにつきましては、こちらの資料を参照ください https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/pdf/jp_Recent_Development_of_JCM_202405.pdf</p> |
| <p>補助金前提のJCMでは、民間企業に対してどの程度クレジットが配分されるのか</p> | <p>補助金前提のJCMプロジェクト（JCM設備補助事業およびNEDO実証事業）では、原則として日本に配分されたクレジットは全て日本政府が取得します。ただし案件によっては、民間企業に対して、事業への貢献度合い等に応じて一部を配分する事例もあります</p> |
| <p>セミナーで例示された設備補助事業のうち、いくつかの省エネプロジェクトは、投資対効果が低く、規模も小さいものがある。これらは4,000円/tCO2のクライテリアを達成することが困難と想定されるが、これらの領域は別のクライテリアが設定されていて応募することが可能と理解してよいか</p> | <p>設備補助事業の公募要領に記載の通り、原則は4,000円/tCO2以下であり、同一国での件数や技術分野に応じて変わります。詳細は、公募要領をご確認のうえ、ご不明な点は公益財団法人地球環境センター（GEC）にお問合せください</p> |

| 質問 | 回答※ |
|--|---|
| 電子申請方式を利用しているのは、設備補助事業だけか | ご理解の通りです |
| 相手国政府との交渉（プロジェクトの認定、両国クレジット取り分比率等）の具体的なイメージ（どの程度、民間が単独でやる必要があり、どの程度政府支援が期待できるか、どの程度政府として関与しグリップを利かせるのか）を示してほしい | 民間JCMについては、原則として事業者が直接相手国政府への案件共有やクレジット配分の協議を行うこととしています。日本政府としては、事業実施のための様々な支援メニューを提供するとともに、事業者からの要請に応じて関係省庁ならびに相手国の現地日本大使館等とも連携しながら、相手国政府との連絡調整を行います |
| 再エネ発電所を例とした場合、運転開始後の案件でも適用可能なのか、あるいは建設前の段階で交渉を取りまとめる必要があるのか | 運転開始後の案件でもJCMプロジェクトとして認められる場合がありますが、事業の予見可能性を高めるうえでは、事業開始前にPINの申請によって両国政府の了承を得ることが望ましいと考えます |
| 民間JCMにおいて、資金貢献を行う日本企業の要件（日本法人であること等）を教えてください。例えば、海外のファンドを経由した資金調達をする場合、日本企業からの資金貢献として認めることが可能か。 | JCMの事業実施者は日本法人であることが望ましいですが、JCM登録簿に当該法人の口座を持つこと以外に具体的な要件はありません。海外ファンドを経由した資金調達を行ったとしても、日本企業の事業への貢献として認めることは可能です |
| 日本の企業（親会社）が、パートナー国にある子会社とコンソーシアムを組んで、親会社が子会社に資金を提供してGHGを削減させた場合、民間JCMとして成立するのか。また、このような事業はNEDO実証事業の対象になりえるのか | 日本企業が、パートナー国にある子会社と国際コンソーシアムを締結し、子会社での設備導入等を通じてGHG削減を行う事業は、過去にも事例があり、JCMプロジェクトとして否定されておりません。他方、NEDO実証事業としては、相手国企業とのMoU締結を行う必要があることから、このような事業形態には適さないと考えます |
| JCMクレジットはGHGプロトコルに適用したものでないのに、CDPやSBTに適用できないと言った説明をされたがこの理解で合っているか | ご理解の通りです |
| JCMクレジット1億トンの創出に向けたロードマップ等を作成されていれば示してほしい | 現時点で日本政府としてロードマップ等は作成しておりませんが、セミナーでご紹介したとおり、今後のクレジット創出の促進に向けた様々な政府支援制度の整備等に取り組んでいます |

| 質問 | 回答※ |
|--|--|
| AWDの方法論についてフィリピンでの開発が先行しているが、今後ASEAN諸国（特にタイ、ベトナム等）の米作の盛んな国への横展開を通じてJCM開発が加速するのか | フィリピンで開発したAWD方法論は、今後他国のニーズや案件ポテンシャルを踏まえて展開することを想定しており、今後ますます農業分野のJCM開発の加速化が期待できます |
| 相手国によってはクレジットの国外移転に反対する動きもある中、今後JCM関連プロジェクトの促進（民間JCMを含む）に向けて、相手国政府がメリットを感じるインセンティブの準備について、どのような検討をされているか | JCMを通じた日本の脱炭素技術等の普及促進により、相手国でのNDCに貢献することがインセンティブの前提となります。また、JCMではより保守的なリファレンス排出量を設定することで、クレジットの一部を日本に移転してもなお、相手国のNDCへ貢献することについて理解を得ることが重要と考えます |
| JCMクレジットに対する相手国へのインセンティブとして、ODAやJBICの融資でのコンセッションリティ、条件付けなどは将来的に検討されるのか | 原則として、ODAの案件からJCMクレジットを創出することはできません。日本政府としてJCMに関連した金融支援策は現時点で設けておりませんが、各金融制度における優位性は将来的に検討の余地があります |

※回答内容は回答時点でのものであり、今後のJCM制度や各種支援メニューの方針に伴い変更となる場合があります